

## 保育園の保育所型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について

### 1 保育所型認定こども園について

保育所型認定こども園は、認定こども園法第3条において認定を受けた施設であり、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けることで教育・保育給付の対象となります。

- ・都道府県等が保育所として認可している施設に、教育機能を持つ施設が併設されることで、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供します。
- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例で定める基準）に適合することが必要です。
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができます。

### 2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども子育て支援法第72条第1項に基づき、施設の利用定員についてご意見をいただくものです。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、既存の幼稚園・保育園が認定こども園への移行を希望する場合、設備等の基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっています。

定員については、令和3年度に策定しました「保育所から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について」に従い、希望園及び周辺の利用状況を踏まえた設定を行うこととし、具体的な数は本会議において検討することとしています。

既存施設	施設名	金丸保育園	
	区域	中央部	
	施設種別	保育所	
	認可年月日	昭和56年4月1日	
	定員	140人	
移行後施設	施設名	金丸保育園	
	区域	中央部	
	事業開始予定	令和8年4月1日	
	定員	1号認定	10人
		2・3号認定	130人
合計		140人	

## ①金丸保育園

- (1) 施設名：保育所型認定こども園金丸保育園（現施設：金丸保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員140人を教育利用定員10人、保育利用定員130人とし、移行後の利用定員を75人とします。
- (3) 設置目的：法人の願いでもある太陽の子「げんきな子・やさしい子・かんがえる子」を育てるため、子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に根ざす保育を目指す。

### ■ 金丸保育園（移行前施設名：金丸保育園）

#### ○ 現施設の状況

区域	中央部（2号認定：充足 3号認定：充足）
現施設の状況	利用定員（140人）＞3か年平均の利用実績（123人）
移行前の定員	2号：75人 3号：65人
移行時に残る在園児数	2号：79人（R7.9.1現在の2歳～4歳児） 3号：34人（R7.9.1現在の0歳～1歳児） 合計113人

#### ○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	15	24	26		26		25		24		140		140
移行後	18	20	23	2	2	23	3	23	3	23	140	10	130

#### ○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3～5歳)	10	利用実績総数の1割 ⇒ 123人の1割 = 12人以下	
2号認定 (3～5歳)	69	75人(2号利用定員) - 10人(1号認定) = 65人以下	71
3号認定 (0～2歳)	61	園の申請：61人	53
総数	140		

#### ○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：140人＞移行時に残る在園児：113人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：10人＜移行前の利用定員数の1割：14人	基準に適合している。
③	移行後の1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または利用実績数）の内数。	[移行前] 2号定員：75人 [移行後] 1号定員+2号定員：79人 ※在籍児を全て受け入れるための定員	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：65人 [実利用者数(3か年平均)]：53人 [移行後定員]：61人 ※在籍児を全て受け入れるための定員	基準に適合している。